

# 詳細設計照査要領

平成21年7月1日 施行  
平成26年4月1日 一部改定  
平成29年4月1日 一部改定  
令和元年8月15日 一部改定

松江市  
(建設工事監理室)

# 詳細設計照査要領の概要

## 1. 照査要領の目的

### 1) 成果品の品質向上

社会資本整備を推進するうえで、建設コンサルタント業務の成果は、最も基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになる。

成果品の品質向上を図り、正確性を確保するために、本照査要領を活用することにより、設計の主要事項を系統的に把握できるとともに、迅速な照査が可能となる。

### 2) 担当技術者の資質向上

業務内容の複雑化・多様化が進む一方で、担当技術者の不足、相対的な資質の低下が懸念されており、照査要領を活用することを通して、照査（受注者）や業務進捗状況把握（発注者）のポイント修得が可能であり、技術者の資質の向上に寄与する。

### 3) 基本事項の統一による照査の効率化

松江市の設計業務発注課は、全て本要領に基づいた照査を受注者に義務づけるものとするため、基本事項の統一により照査の効率化を図ることが可能である。

## 2. 照査要領の特徴

### 1) 設計の自由度の尊重

設計の自由度を尊重するため、設計マニュアル（基準）的なものではなく、設計の基本に関する事項を体系的に記載し、各事項に対応する照査の完了を一目で把握できるものとする。

従って、照査手段、諸基準等との関連をはじめとする具体的照査内容については、受注者の判断によるものとなる。

### 2) 段階的照査の実施による業務推進の円滑化

業務の主要な段階毎に、照査状況を中間打合せ時やEメール等を活用して報告することにより、設計条件等発注者からの与条件の取り違い等が発見しやすくなり、条件設定ミス等による業務の手戻り発生を防止することができる。

### 3) 設計調書、総括表の作成 ※農業農村整備事業は総括表

基本事項の照査の結果を一覧表形式にとりまとめた「設計調書」または「総括表」の作成を行うことにより、発注者は設計成果の概要が容易に把握できる。

受注者は、データベース構築等を行うことにより、マクロ的チェックが可能となる。

照査の対象工種により、島根県農林水産部・土木部策定の「詳細設計照査要領」に定める「設計調書」、または農林水産省農村振興局策定の「設計業務照査の手引書(案)」に定める「総括表」を使用して作成する。

## 3. 対象とする工種

照査要領の対象工種は、（別表）照査対象工種及び適用区分に示す21工種とする。

照査対象工種は、いずれも詳細設計を対象とする。

### 1) 土木・農林事業共通の対象工種 : 9工種

・島根県農林水産部・土木部策定の「詳細設計照査要領」を適用

・「地すべり対策工」は農林水産省農村振興局策定の「設計業務照査の手引書(案)」を適用

### 2) 農業農村整備事業の対象工種 : 12工種

・農林水産省農村振興局策定の「設計業務照査の手引書(案)」を適用

## 4. 照査要領の構成

照査要領の構成は、対象とする全ての工種について、以下に示す内容で構成されている。

- ① 工種別の記入上の留意点（発注者、受注者双方が利用） ※農業農村整備事業のみ
- ② 詳細設計照査フローチャート（発注者、受注者双方が利用）
- ③ 設計調書、総括表（受注者が作成し発注者に提出） ※農業農村整備事業は総括表
- ④ 照査項目一覧表、照査表（受注者が作成し発注者に提出） ※農業農村整備事業は照査表
- ・ 3段階（基本条件の照査、細部条件の照査、成果品の照査）の照査・報告を規定
- ・ 仮設構造物は、2段階（基本条件の照査、成果品の照査）の照査・報告を規定
- ⑤ 設計内容（要点）記載表（受注者及び発注者が作成） ※農業農村整備事業のみ

### 1) 詳細設計照査フローチャート

照査フローチャートは、詳細設計業務の委託契約から完了までの流れを、照査の観点から整理したものであり、受注者が実施する照査の主要な区切りと、発注者・受注者双方の照査との関連を明示したものである。

照査は、各工種とも基本的には同一の流れとなるため、（別図）詳細設計照査フローチャートに沿って行うものとする。

ただし、これにより難いときは照査技術者が別途フローチャートを作成のうえ、業務計画書に記載し発注者に提出する。

### 2) 照査報告書

照査報告書として、以下に示す書類を作成する。

- ① 設計調書、総括表（設計条件、構造条件、基本事項他） ※農業農村整備事業は総括表
- ② 照査項目一覧表、照査表（基本条件、細部条件、成果品） ※農業農村整備事業は照査表
- ③ 設計内容（要点）記載表 ※農業農村整備事業のみ
- ④ 受注者独自の照査資料（設計調書と同等内容のもの） ※発注者協議で承諾得た場合

### 3) 設計調書、総括表 ※農業農村整備事業は総括表

「設計調書」または「総括表」は、業務の成果のうち、主要な設計条件、構造条件、基本事項、使用材料、応力計算等について、チェックのうえ取りまとめるものである。

作成は受注者の管理技術者が行い、照査技術者が確認のうえ発注者に提出を行う。

なお、各照査段階においても有効活用を図るものとする。

### 4) 照査項目一覧表、照査表 ※農業農村整備事業は照査表

「照査項目一覧表」または「照査表」は、照査フローチャートに従って、設計の主要な区切り毎に、受注者が実施すべき基本的照査項目を表に整理したものである。

◇「照査項目一覧表」の作成は、主要な区切り（3段階、仮設構造物は2段階）毎に行うものとし、作成の手順は以下のとおりとする。

- ① 業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「該当対象欄」に○印を記入する。
- ② 照査を完了した項目について、○印及び日付を記入する。
- ③ 「確認資料欄」に設計根拠を確認できる資料、各種検討書等の名称及び頁等を記入する。  
なお、「備考欄」記入の詳細については「6. その他記載等に当たっての留意事項」を参照する。

④ 発注者に提出し、照査状況の報告を行う。

また、上記④の提出に際しては、必要に応じて「確認資料欄」に記載した設計根拠を確認できる資料、各種検討書等を別添資料として添付するものとし、明確に設計根拠を把握できるものとする。

◇「照査表」の作成については、農林水産省農村振興局策定の「設計業務照査の手引書(案)」の「1. はじめに」で示された記入要領に従って行うものとする。

発注者は、提出された「照査項目一覧表」または「照査表」を手元において、報告を受けた項目毎に赤チェック等を付けることにより、照査状況を的確に把握するものとする。

なお、発注者が把握した資料（赤チェック、コメント等を付加）は、受注者に返却せず、業務完了まで保管する。

5) 設計内容（要点）記載表 **※農業農村整備事業のみ**

「設計内容（要点）記載表」の作成は、管理技術者及び監督職員が行うものとする。

ただし、「照査確認欄」は、照査技術者が照査の済んだ項目のみに照査技術者が「✓」を記入すること。

6) 受注者独自の照査資料

照査要領に示した「設計調書」または「総括表」は、標準様式であり、受注者独自に作成した任意様式が、発注者との協議において同等内容と判断されれば、設計ソフト等から出力したものを、照査資料として活用できるものとする。

## 5. 照査費用

照査に必要な費用については、設計工種毎に定められている歩掛により計上する。

なお、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）に記載の設計歩掛のうち、照査歩掛の定めのない設計工種においては、見積により費用を計上する。

## 6. 用語の定義

1) 照査

照査とは、受注者が設計業務の完了までに行う、発注条件、設計の考え方、構造細目等のチェック及び技術計算等の検算であり、照査要領に記載された照査項目は、標準的と判断する設計の基本事項である。

2) 照査状況の把握

照査状況の把握は、監督職員が設計業務の完了までに行う、業務履行状況の把握の一部であり、業務打ち合わせ等を通して・条件の明確化・疑義をただす等により、適切な成果品を求めることが重要である。

なお、監督職員が成果品の品質について、適否を判断するものではないので留意すること。

## 7. その他記載等にあたっての留意事項

1) 各照査段階において、確認が済んだ事項は必ず○印と日付を記入し、照査内容が未定な場合、一度で確認が済まない場合、条件決定が順不同となる場合は、未確認の事項が生じないように、照査を徹底すること。

2) 照査項目の中に、複数の確認項目がある場合（例えば関係機関協議が複数ある場合）は、必ず備考欄又は別紙を用いて確認済み項目が解るようにすること。

3) 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なるおそれがあると判断する場合は、備考欄等を用いて具体の確認項目を明示すること。

4) 業務内容、規模、重要度等により、照査内容項目を追加する必要がある場合等は、各様式の最後に添付した「追加項目記入表」を利用するものとする。

また、予備設計や修正設計に照査要領を活用する場合は、必要な照査内容項目を抽出して照査すること。

5) 松江市発注の詳細設計業務においては、照査報告書を提出すること。

照査報告書には、照査要領に基づき作成した資料を添付すること。

6) 設計調書等 A 4 判サイズでは記入困難な場合は、A 3 判サイズに拡大して記入すること。

(別表)

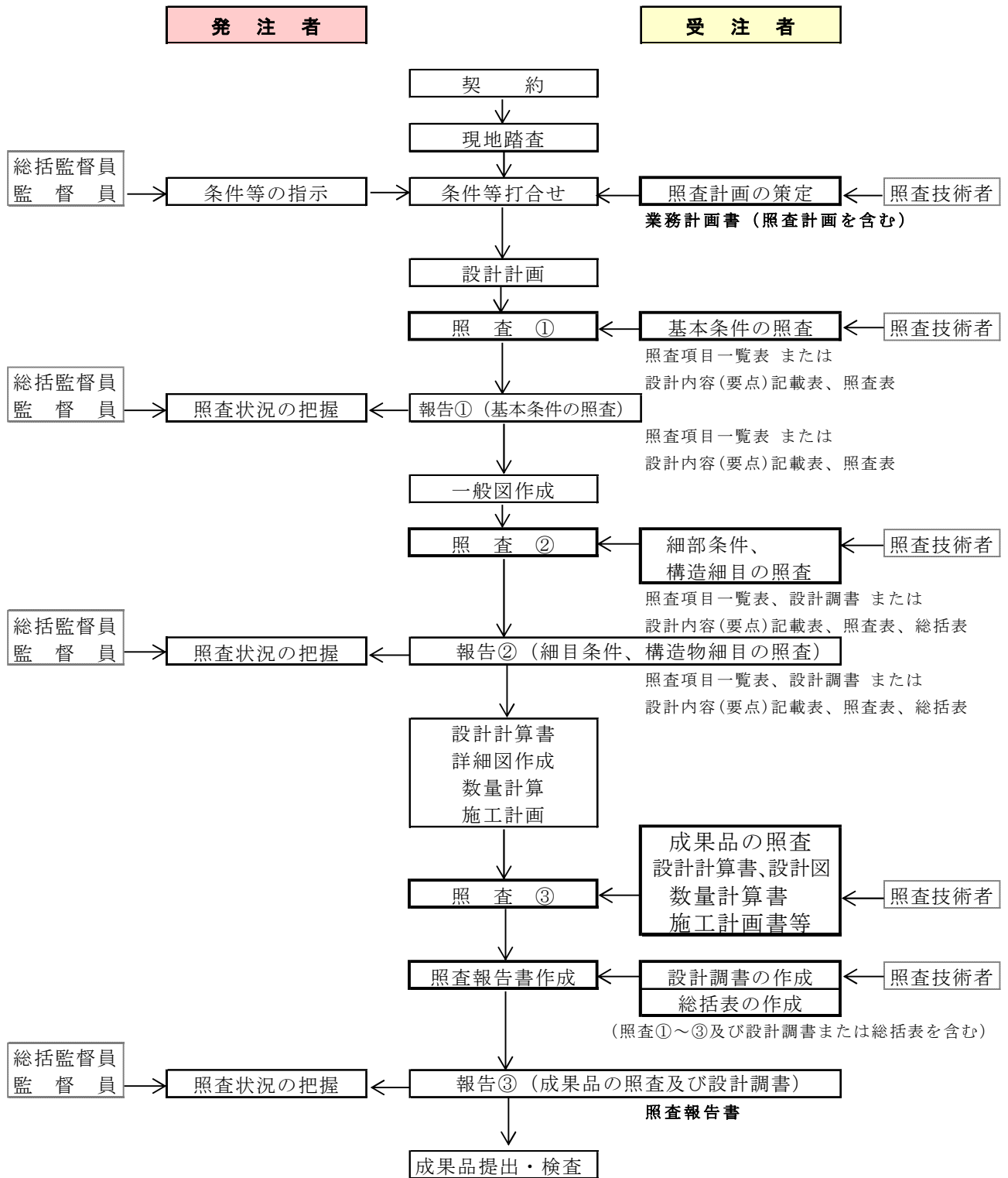
### 照査対象工種及び適用区分

適用	照査対象工種		土木・農林 事業共通	農業農村 整備事業
詳細設計 照査要領 (島根県農林水産部・土木部)	1	樋門・樋管詳細設計	○	
	2	排水機場詳細設計	○	
	3	築堤護岸詳細設計	○	
	4	道路詳細設計 (平面交差点、小構造物を含む)	○	
	5	橋梁詳細設計 (鋼橋、コンクリート橋)	○	
	6	山岳トンネル詳細設計 (換気検討を含む)	○	
	7	共同溝詳細設計	○	
	8	仮設構造物詳細設計	○	
設計業務 照査の手引書 (案) (農林水産省農村振興局)	1.1	フィルダム詳細設計		○
	1.2	コンクリートダム詳細設計		○
	2	頭首工詳細設計		○
	3	用排水機場詳細設計		○
	5	用水路工詳細設計		○
	6	排水路工詳細設計		○
	7	パイプライン工詳細設計		○
	8	水路トンネル工詳細設計		○
	9	ほ場整備工詳細設計		○
	14	ファームポンド詳細設計		○
	15	水管橋詳細設計		○
	16	地すべり対策工詳細設計	○	
	17	ため池整備詳細設計		○

※旧) 対象工種の④海岸、⑤砂防、⑥急傾斜、⑬漁港は、国・県照査要領に未掲載で対象から除く。  
 ※旧) 対象工種の⑧カルバート、⑨擁壁、農水省13. 基礎工は、本表4. 道路、5. 橋梁を使用する。  
 ※農水省4. 排水機場工は、同工種の本表2. 排水機場を使用し、必要に応じて手引書を参照する。  
 ※農水省10. 農道工、11. 農道橋は、照査項目が類似している本表4. 道路、5. 橋梁を使用する。

(別図)

## 詳細設計照査フローチャート



- 注記
1. 照査②の段階より、設計調書または総括表の有効活用を図る。 ※農業農村整備事業は総括表
  2. 工程に関わる照査・報告①②③の時期は、業務計画提出時に打ち合わせにより設定する。
  3. 発注者への照査報告は、中間打合せ時やEメール等を活用して報告する。